

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和4年12月28日

壱 岐 市

「建設業法施行令の一部を改正する政令」について（お知らせ）

1 「建設業法施行令の一部を改正する政令」が令和4年11月15日付けで閣議決定されました。

・詳細は下記のページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html

2 改正内容

	現 行	改正後
主任技術者の専任を要する請負金額の下限額を引き上げ	3,500万円	4,000万円
他工事と主任技術者が兼務することができる請負金額の下限額を引き上げ		
激甚災害復旧工事の現場代理人が兼務することができる請負金額の下限額を引き上げ		

3 適用日

・令和5年1月1日

【問い合わせ先】

総務部 財政課 契約班

TEL0920-48-1114